

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和8年4月27日

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿
経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

大阪府大阪市北区浪花町12番24号
株式会社ウェルシーネット
代表取締役 高城 大作

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

(1) 新事業活動

当社は、人材紹介事業への進出を目指しており、このたび、1日単位の人材紹介サービス、労務管理システムの提供、及び賃金支払代行サービスを新規事業として運営することを検討している。

(2) 事業活動の目標

当社は、1日単位の人材紹介サービス、労務管理システムと合わせて賃金支払代行サービスを提供することにより、企業に対してはより簡便な給与支払方法を提供するとともに、労働者に対しては早期に賃金を受け取る手段を提供することで、人材紹介サービスを利用する求人企業及び求職者数の増加、並びに人材紹介サービス利用企業の増加による収益の向上を目標とする。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当する。

当社の調査によれば、1日単位の人材紹介サービスを受ける求人企業においては、1日単位で求人及び採用、労務管理、及び賃金支払の手続を行う事務負担が大きく、これらの負担を軽減することが課題となっている。

そして、特に賃金支払の手続を簡便に実行できる支援システムを求めている求人企業が多い。

上記の通り、労働者に対する賃金の支払代行を可能とする支援システムに対するニーズは高い。また、人材紹介サービスを利用している求人企業の多くは、月払い（月末締め翌月末払いなど）で賃金を支払っているところ、求職者としては、企業の賃金振込日を待たずして労務提供後即日払いで賃金を受け取ることができれば、即時に必要な金額分だけ働くという

働き方の選択肢が増えることから、賃金即日支払いへの求職者の需要は大きく、賃金即日払いを実施することにより求人への応募が数倍になることも想定される。

当社としては、1日単位の人材紹介サービス、労務管理システム、賃金支払代行サービスを開発及び提供することで求人企業並びに求職者双方のニーズに応えることにより、求人企業、求職者を獲得することで、以下の需要獲得が見込める。







